

令和3年第2回江北町議会（定例会）会議録							
招 集 年 月 日	令和3年3月5日						
招 集 場 所	江 北 町 議 場						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令和3年3月9日 午前9時00分 令和3年3月9日 午前11時39分				議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠	
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○	
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○	
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○	
	4	井 上 敏 文	○	9	淵 上 正 昭	○	
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○	
会議録署名議員	2 番	江 頭 義 彦	3 番	金 丸 祐 樹	4 番	井 上 敏 文	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○	
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	建 設 課 長	武 富 和 隆	○	
	教 育 長	吉 田 功	○	環 境 課 長	武 富 元	○	
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○	
	政 策 課 長	田 中 盛 方	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○	
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○	こ だ も 教 育 課 長	百 武 一 治	○	
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長	西 村 真 由 美	○	
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏					
	書 記	百 武 久 美 子					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和3年3月9日

- 日程第1 報告第1号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第14号)の専決処分について
- 日程第2 議案第4号 江北町学校教育ICT環境整備基金条例
- 日程第3 議案第5号 江北町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 江北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第10号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第11号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第15号)
- 日程第10 議案第12号 令和2年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第13号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第14号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第15号 江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第16号 令和3年度江北町一般会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和3年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第18号 令和3年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 令和3年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和3年度江北町下水道事業特別会計予算
-

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第2回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会議に入ります前に、昨日、県の対策本部会議が開催されております。それを踏まえて町長から一言御挨拶があるそうです。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日は議案審議ということでよろしくお願ひいたします。せっかくの機会でありますので、新型コロナ関係の御報告をさせていただきたいと思ひます。

先ほど議長からありましたけれども、まず1点目は、現在、我が町でも新型コロナウイルスワクチン接種のための準備を進めておるところでございます。先日は集団接種の会場となります保健センターで第1回目のシミュレーションをしたところでもありますけれども、今回、まず使用しますワクチンがファイザー社製ということになっておりますけれども、このワクチンは超低温での管理が必要ということになっております。昨日、我が町にもこのワクチンを保管するディープフリーザー、要は超低温冷凍庫というんですか、1台目が届きました。この後さらに1台、そして次にはまた別のワクチン、これはモデルナ社製のワクチンということになっておるようではございますけれども、こちらのほうがマイナス20度の保管ということで、今のところ計3台、マイナス75度のディープフリーザーが2台、それと、マイナス20度のディープフリーザーが1台ということで送られてくることになっておりますけれども、昨日このうちのマイナス75度のディープフリーザー1台が到着をいたしまして、早速今試験をしておるところでございます。保管場所についてはセキュリティーの問題もございまして、ここでは申し上げられませんけれども、もし議員の中で見てみたいという方がおられれば福祉課のほうにお尋ねいただければ現物のほうは確認ができようかと思ひます。

それと、もう一点は、昨日、県のコロナ対策本部会議が開催をされました。しばらく佐賀県も大分コロナの感染状況も落ち着いておりましたけれども、御存じかと思ひますけれども、最近また増加傾向にありますし、一昨日は12名という陽性者が確認をされたところであります。このほとんどが、いわゆるカラオケ喫茶に集まった方々の関連ということでありまして、昨日の県の報告では63名がカラオケ喫茶関連ということでこれまで陽性者の確認がされているということで、県内では過去最大の集団感染となっておるそうではあります。それで、県の

ほうも当面はカラオケ喫茶に行くことをぜひ自粛してほしいと、私もちょっとカラオケ喫茶はあんまり行ったことがありませんので、よく分かりませんが、どうもいろんなカラオケ喫茶を渡り歩くというんですか、そういうことがあるようでして、県外のカラオケ喫茶にも佐賀県内からも大分行かれておるということでありますけれども、県外はもちろんのこと県内のカラオケ喫茶についても当面利用を自粛してほしいということで県からも呼びかけがありましたし、各市町においてもぜひ町民の皆さんに御協力のお願いをしたいということでもあります。ということで、ぜひ皆様方についても御協力をお願いしたいと思います。

今日の午後、町の対策本部会議も開催をいたしまして、改めて町民の皆様の呼びかけということでもまいりたいというふうに思います。江北町もしばらくゼロが続いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、県内はカラオケ喫茶を起因として増加傾向にあります。先日、中学校の卒業式は終わりましたが、これからまだ町内の学校、また幼児教育施設、卒業式、そして、入学式も控えております。ぜひその開催が危ぶまれることのないよう皆様方の御協力をお願いいたしまして、御報告にさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

○西原好文議長

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま議案第21号及び請願第1号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号及び請願第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第21号及び請願第1号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、議案第21号についての町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほども御報告申し上げましたけれども、現在、我が町においても新型コロナウイルスのワクチン接種の準備を進めておるところであります。これに関連して必要が生じたので、今回追加で予算の提案をさせていただきたいと思っております。

今回提案いたします議案は、議案第21号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第16号）でございます。今回の補正額は1,474万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を68億9,841万8千円とするものであります。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業については、本議会で報告しておりますとおり、1月29日の専決処分により予算を計上しておりましたが、令和3年2月27日に国の追加交付決定があったことから、委託料として105万円を計上しております。

また、地域介護・福祉空間整備推進事業については、令和2年度の国の事業として新型コロナウイルスに関するメニューが盛り込まれ、昨年度末に要望調査があり、町内の医療機関に事業実施の意向があったことから申請をしていたところ、令和3年3月3日に内示を受けたことから1,369万2千円を計上しております。

なお、令和2年度中に実施ができないことから、明許繰越の設定をしております。財源については全額国庫補助金であります。どうぞよろしく願いいたします。

○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第16号から議案第20号までは一般会計並びに特別会計の令和3年度当初予算に関するものであります。

つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第20号までは予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。

議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。再開9時15分。

午前9時9分 休憩

午前 9 時 15 分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり全議員10名を委員としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会は全議員10名が委員となることに決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第2項の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任したいと思いますが、予算特別委員会委員長に三苦紀美子君、副委員長に池田和幸君を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員長に三苦紀美子君、副委員長に池田和幸君が互選されました。

では、逐次議案の審議に入ります。

日程第 1 報告第 1 号

○西原好文議長

日程第 1. 報告第 1 号 令和 2 年度江北町一般会計補正予算(第14号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第14号)の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第2 議案第4号

○西原好文議長

日程第2. 議案第4号 江北町学校教育ICT環境整備基金条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

議案第4号 江北町学校教育ICT環境整備基金条例についてちょっとお尋ねしたいと思います。

内容は議案説明参考資料というのがあります。この参考資料の1ページに基金条例の概要が載っております。この概要について中ほどに更新費用の年度割りが載っております。この費用を見ておきますと、令和3年度まではいいんですが、令和4年度、令和5年度の金額と令和6年度、令和7年度の金額を比較すると、令和6年度、7年度が増えております。令和8年度は更新の金額じゃないかと思うんですけど、令和4年、5年と、令和6年、7年、この辺の金額の差が令和6年、7年が増えている根拠は何でしょうか、お尋ねいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長(百武一治)

おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

中ほどのICT機器更新費用計画ですけれども、令和4年度からタブレットの運用保守費というのがかかってきます。それが大体340万円ぐらいになるんですけれども、それに既存の学習用PCが41台ございます。これが令和4年8月までのリースになっております。これを解約した場合とリースを継続する場合についても費用が同じぐらいかかるということで、その分を計上しております。令和5年度は運用保守費です。令和6年度になると872台のタブレット端末があるわけですから、その学習支援ソフトの更新というのが令和6年度から入ってきます。この分の費用が加わります。ですから、令和6年度はタブレットの運用保守費と学習支援ソフトの更新費用がかかると。令和7年度はこの運用保守費、学習支援ソ

フトの更新に加え、次期のタブレットの整備に係る設計委託料をちょっと見込んでおります。令和8年度になると新しいタブレットの更新費、それから、ネットワークの整備費を見込んでおります。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

ただいま説明を受けました。令和6年、7年度は学習支援ソフトが入ってくるから、令和6年度からこれだけの金額が上がってくるということでした。その学習支援ソフトというのがどういうものなのか、令和6年度から始めることがなぜなのか、この学習支援ソフトは今度入れようとしているときに、最初から取り組めないものなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

御説明が足りなくてすみません。この学習支援ソフトについては、導入時から3年間ついでいる分がかかっていると。その3年後以降が、令和6年度からがその支援ソフトの更新につながるということです。これは各タブレット1台ずつにアカウントというか、パソコンを起動するものがあるんですけども、インターネットとつながるような内容のですね、その分の更新費用でございます。

○西原好文議長

井上議員よろしいですか。井上君。

○井上敏文議員

ちょっと確認です。新規購入するときにはそのソフトは入っていると、ハードについては5年間、ソフトについては3年間ということから、ハードを買ったとしても、端末を買ったとしても3年後にはこれを入れにゃいかんということですかね、ちょっと確認です。

○西原好文議長

答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

更新ということで、1人1台の端末を持って運用するには、それが必要ということですね。取得をしたときに3年間はその分は見てあったということで、その後、また再契約と、更新をするということになります。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、国の補助金といいたいでしょうか、交付金といいたいでしょうか、活用しまして1人1台のタブレットの配置をするわけでありますけれども、次回の更新のときには今の時点でそうした国の財源的な支援ということについては予定がされておられません。ですから、次のハードの更新の時期には一定の財政出動が必要なものですから、それを平準化するために今回基金の条例を設定させていただいています。自動車に例えれば分かるんじゃないでしょうか、新車で車を購入したときには全部丸々新品ですけど、例えば、オイルは半年おきに交換せんばらんですよね、ただ、タイヤは半年に交換するというわけではなくて、2年か3年ぐらいで交換をするというふうに、一つの車でも更新時期というのはサイクルがそれぞれ違うわけがあります。今回もソフトの更新が早めに来るものですから、令和6年度に一定の予算を予定しておりますし、いよいよハードの更新があるものですから、令和8年度からはさらに予算を増やさせていただいていると、そう理解いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかに。7番池田君。

○池田和幸議員

関連で、そのICTに関して以前、教育委員会のほうで設定された事業が大分変わってきていると思います。当然、このGIGAスクールの関係でパソコンを導入するということですが、今回基金の条例が前回は平成25年から平成33年——令和3年、今年3月までということですが、次も8年間ですか、同じような感じで基金条例を制定される予定になっているのでしょうかね。その辺がちょっと参考資料のほうにもしっかり載っていなかったもので、表は載っていますけれども、その辺の説明をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

以前の条例は、先ほどから御紹介をしているような国の補助金を一度にもらって複数年度で使いたいというときに、一旦基金に積まさせていただきます必要額をそこから支弁をするという意味での条例でありました。今回はまた意味合いが少し違っておまして、今回の整備は国の補助金で整備ができますけれども、次の更新のときには今のところ国のそうした補助金のめどというのがないものですから、その財政負担を一定平準化するというこのために今回、条例を制定させていただきます。ですから、前回と同じように何年かたってまた廃止というような条例の趣旨では今のところはありませんけれども、これもまた国のそうした財政支援次第ではあると思いますが、今のところ時限的にと、前回の条例とは少し意味合いが違くと御理解をいただければと思います。

○西原好文議長

よろしいですか。

ほかに質問の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第5号

○西原好文議長

日程第3．議案第5号 江北町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

今回、設置条例の改正ということでかなり大規模な異動があると思います。そこで、議員例会の折にも、説明会の折にも少し質問したんですけど、課が減って係が増えるということで、人員に関しては大丈夫のようなことを町長も言われたと思います。ただ、今回長年して

きました環境、それから、下水道課ですか、そういう形のほうが、まあ、下水道は残りますけど、環境のほうが町民、いわゆる今の町民課というふうになると思います。議会のほうも今ちょうど常任委員会も変更しないといけないということを話し合っていますけれども、そういう中で、やっぱり職員の異動に関してかなりその重圧が来るんじゃないかなとちょっと心配しておりますけど、その辺はやはりある程度のサイクルで職員をこれから固定しないでいくようにされるのか、今後のことですね、来年、再来年、そういうことも含めてちょっと町長のほうで考えあればお願いします。

○西原好文議長

答弁求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

さきにも御説明いたしましたとおり、今回6人の課長の退職が予定をされております。やはり組織というのはこういうときに見直しをしないと、一旦席が埋まってしまうと課を減らすということになれば誰か降格をせんばいかんということになるわけでありまして。そうしたちょうど時期でもあるということでもありますし、以前から申し上げておりますとおり、やはり町が100年目も元気な町であるためにはいろんな見直しをしていく必要があるというふうに思います。そうした中で、やはり組織のスリム化ということも大変大事な視点ではありますもんですから、今回組織の改編をさせていただきたいと思っております。

ただ、今、池田議員御指摘のとおり、あまりにも組織を変えてしまいますと、なかなか混乱をしてしまうもんですから、今回少なくとも係単位の出入りということになっておりますし、実は全体から見れば課の数は大分変わりますけれども、それ以外の係の数であるとか、課の構成はそれほど変わっておりません。そこは当然人事のときにも配慮をしたいというふうに思いますが、私が就任当時は8年選手とか9年選手とか、長期在課者がたくさんおりました。分からなくはありません。目先のことを考えれば慣れた者がおるほうが実はいいという考えもなくはないんですけれども、やはり我々も役場職員は人生の半分を役場職員として過ごします。そういう中で、やはりいろんな経験をしていく中で公務員としての経験を培うものだというふうに思うもんですから、やはり私は一定期間での人事ローテーションというものは必要だというふうに思っております。今の時点では特定の職種を除けば長期在課者と言われている職員はいないというふうに思っておりますけれども、適切なサイクルでこれからも当然人事のローテーションということは実施をしていきたいというふうに思っております。

す。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

よろしいですか。

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第6号

○西原好文議長

日程第4．議案第6号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第7号

○西原好文議長

日程第5．議案第7号 江北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第8号

○西原好文議長

日程第6. 議案第8号 江北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

空き家条例の一部改正ということでお聞きしたいと思います。

第14条の中に最小限度の措置と書いてあります。それともう一つは、2の中に、「所有者等から徴収する」とあります。ちょっとこの辺の2つの説明をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

おはようございます。池田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、「最小限度の措置」ということであります。これにつきましては、屋根とか壁の資材が危険ということであった場合、その分の撤去とか、あと補強、それとか、屋根の部分部分のところにシートの設置とか、あと、樹木等に交通障害がある場合とかは、その分の伐採等とかを考えております。

それと、2点目の措置に対しては費用の徴収ということでございます。これにつきましては、緊急安全措置の実施通知を所有者に対して費用請求を行っていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今言われたのは参考の資料6ページですか、ここに書いてある緊急安全措置の例の説明かと思えますけれども、その中で、現在、町道あたりに空き家で屋根の腐食があつたりとか、田のほうにそういう腐食があつて落ちたりとか、そういうところが町内に何か所かあります。そういうところはみんなこの条例で修正をされていくのか、その辺はやはりある程度、町民の方も期待をされておられると思いますので、その辺どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

再質問にお答えします。

緊急措置の判断基準としましては、まず、どうしても倒壊とか危険を及ぼすおそれがあつて、交通障害とか、どうしても通行者に危険を及ぼすというおそれあるものについては緊急的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の課長の答弁は、私が9月議会で質問したときの答弁と全く一緒なんですよ。全然変わっていません。私もあのとき、要するに、行政代執行までしたらどうでしょうかということを行いました。でも、それは今のところ町長もそこまではという形で言われましたけれども、今の答弁だとそういうことなんですよ。この条例改正ができてどの辺が変わるのが今の答弁だとちょっとよく分かりません。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御指摘のとおりだと思います。先日の一般質問のときにも申し上げましたけれども、なかなか行政代執行というのは抜くには大変な刀だから、そこまではしなくてもできるものを今回、我々の手段として準備をさせていただきたいということで緊急安全措置の根拠をつけさせていただいたところであります。先ほど御質問あったように、じゃ、これでどこまでやるかということが一つやっぱり焦点なんだろうと思うんです。恐らく心配をされ

ている皆さん方からすれば、この際緊急安全措置として、全部とは言いませんけれども、なるべく撤去をしてもらいたいというお考えだと思いますが、緊急安全措置とはいえ、先ほど規定でもありますように、やっぱり必要最小限ということにはなります。だから、やらないということにはならないものですから、ここは今、危険度については危険度判定の委員会というのがあります。我々役所の中だけでどうしても決めてしまいますと、そこがやっぱり手前みそになってしまうものですから、実際の緊急安全措置の内容といたしまして、程度といたしまして、これについては第三者の方にも入っていただいで、その中でここまでやろうと、あくまでも緊急安全措置としても例外の取扱いではあるものですから、そうした客観性を持たせて緊急安全措置の内容を決めさせていただくように取扱いをさせていただきたいと思えます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

当然この条例ができるからには今、町長が言われたとおり、やっていただきたいんですけど、それと、もう一点、先ほどの費用に関しては所有者から徴収すると。これも今までどおり危険家屋と認定されて危ないということのうちの方から50万円支給をして、双方が折れば解体をされていたと思えます。そういう中で、それでもできないという方が今までいらっしやったので、どうしても危険家屋、当然通学路に関しても建っているところもあります。そういうところで、これが果たしてこの文章だけでは所有者から徴収することはできるのか、その辺何か対策的に考えられているのがあればお願いしたいと思えますけど。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

再質問にお答えします。

所有者からの徴収ということでございますけれども、これにつきましては、指導を行いまして、常に請求等をしていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

本来ならば管理不全に至るまでに、やはり所有者としてやっていただかんといかんやったことを放置されているがために周囲に危険を及ぼしているということで、繰り返しになりますけれども、やむを得ない措置としてこれまでの行政代執行に加えて緊急安全措置というものを取らせていただくということでもあります。町のほうではやむを得ず実施をするわけでありまして、本来ならそれはやはり所有者としてなすべきことでもありますから、当然その費用については所有者、管理者の方に負担を求めるというのは当然のことだというふうに思っております。ですからこそ、先ほど申し上げたように、その後に費用をお願いするものですから、やはりそこは必要最小限というところはどうしても出てくるんですね。こちらでやって向こうで負担をしてもらおうということですから、やはりそこは客観的に必要最小限というところがやはり大事になってくるのではないかというふうに思いますし、逆に言えば、だからこそ、その必要最小限にやむを得ず措置を行った分については、やはり費用負担は求めるといふことであると思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

これは常任委員会に付託ということで、産業常任委員会に行くと思いますけど、私は9月議会で言ったのは、減免措置ですね、例えば、固定資産税とか、町民課の課長にも答弁をしてもらいましたけれども、そういうことも兼ねてここの場で所有者からの徴収と言われるのかなとちょっと期待をして質問したわけですよ。あくまでもこれだと当然費用は全額所有者から徴収をすることになると思いますけれども、そういうことをぜひ検討でお願いしたいと思います。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

すみません、ちょっと今の御質問の意味がよく分かりませんでした。先ほど申し上げましたように、本来なら所有者がなすべきことを代わりにといたしましょうか、必要最小限実施をさせていただくわけでもありますから、必要最小限、緊急やむを得ないという前提においては、

その分については、当然所有者または管理者の方に費用負担を求めるといふ姿勢で臨むといふふうに申し上げたものですから、ちょっと先ほどの御質問の意味が少し私が理解できませんでした。せつかくですからもう一つ言いますけど、今回、条例を改正したから進むわけではないんですよ。やはり我々町の姿勢として、今まで抜くのが大変な刀しか持っていなかったからなかなか抜けなかったけれども、やはりこれに比べれば機動的にといいましょうか、抜けるものを今回、条例改正を承認いただければ持てるようになるものですから、ただだからといって刀を持っているだけでは多分安全度は上がりません。文字どおり宝の持ち腐れ、刀の持ち腐れということになるわけですから、我々としてはこの緊急安全措置を認めてさえいただければ、これから必要なところは逆に積極的に安全性を高めるために行動することにしなないと、何か条例つくりましたもんね、緊急安全措置の根拠ができましたもんねというだけでは何も変わりません。そこは担当課にも現に指示をしているところであります、せつかくこうして議会の承認をいただいて条例改正までして緊急安全措置というものを取らせていただくようになるわけですから、この武器というと少し語弊があるかもしれませんが、手段というのはしっかり活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

○淵上正昭議員

関連でございます。まず、今の危険な家屋、これが実際町内に幾ら何件あるのか、または何棟あるのか。

それからもう一つは、今現在、所有者、あるいは管理者がおられるということでのお話だといふふうに思いますけれども、実際危険な状態が切迫している、これはあくまでも通常言う、今お話になっているような取り壊し、あるいはその措置をするといふふうなことでございますけれども、これは業者に頼んでなのか、それと、今まさに危険な状態が切迫している、例えば、台風等が来るといふふうな状況の中で、風速15メートル、20メートル、30メートル、そういうふうな状態がある中で、実際来てからでは危険がありますので、それ以前のほうでするわけでありまして、その辺のところはどういうふうな計画の中でされるのか。

それから、先ほどちょっと優遇措置のほうがありました。当然勧告をすれば除外すると

すよね。今御質問いただいたのは、もう台風の来ていよいよ壊れるばいというのは、それは本当に切迫していると思いますけれども、我々町としてももう既に危険な空き家ということで認定をしている空き家があるわけでありましてよね。そういう意味では、今、日常的に、今すぐ壊れてはいないけれども、切迫した状態だというふうに考えれば、特にわざわざ台風が来て間に合うかどうか分からんごとなってから壊すということではないんだろうというふうに思います。ですから、先ほどから申し上げているとおり、やはりこの緊急性とか、必要性とかというところをきちんと客観的に認定をする必要があるものですから、そうした第三者の方にも入っていただいた委員会の中で、ここを対象とか、あと緊急安全装置の内容であるとか、こうしたことはきちんと客観性を持たせてやらせていただきたいと思っておりますけれども、少なくともここで申し上げているとおり、台風が来ていかにも壊れそうになってからしかやらないということではないということにはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう一つの優遇措置というのは50万円の補助金の話ですよね。これも管理不全の空き家ということに認定をして初めて補助をもらえるということになるわけですがけれども、私が今少し問題だなと思うのは、固定資産税が、要は皆さん生活をしんざらんばいかんもんですから、居住用の土地については6分の1の軽減をされております。そうすると、もともと住んでもおられないし、住めそうなものでもないのに、一応空き家の住宅があるからといって、その6分の1の軽減を受けているというようなところもあるように聞いています。そうすると、今度所有者の方からすると、空き家を撤去してもよかばってん、いよいよ建物ばのうなかすと、その固定資産の6分の1の軽減まで外れると税金も増えるものうというのも、実は空き家を解体されない理由にもなっているというふうにも聞いております。ただ、ここは我々町だけの判断ではできませんけれども、少なくともその固定資産の評価といいたしましょうか、そこをやはり厳格にして、本当に居住の用に供せられるのかどうかとか、居住の用に供せられているのかどうかとかということをきちんともっと厳格化することによって、そうした解体をしないほうの要素に働かないようにするということはできるのではないかと考えております。答えになっていましたですかね。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

先ほど言いました台風がというのは、先ほど19件という回答がありましたけれども、じゃ、

19件についてはいつでも切迫している家屋ということになりますので、それではこれから計画的にその措置をしていくと、当然そういうことになるわけですね。

それから、先ほど優遇措置、要するに、固定資産税が6分の1ですので、——評価額の70%ですから、ちょっと極端に言うと4.2倍ぐらい増えるということになりますので、先ほど町長が言われたような、ちょっとうっかかんがすぎんた、固定資産高うなんもんじや、そいけんが、ちょっとせじいっちょくかなというふうな方もおられるかも分かりませんし、実際、旧炭鉱地区を見て回りますと、非常に屋根が壊れて、もちろん住むことはできませんけど、もう既に崩落してしまうという、あるいはちょっとそういった台風が来れば飛散してしまうというような状態の長屋というか、そういうものがたくさんあるわけですね。だから、先ほど言われたように、その前に順序立ててずっとしていくという計画であれば、それはそれで結構なんですけれども。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申しあげましたとおり、ともすると役所というところは条例をつくれれば終わり、そういうことがないこともない、やっぱりそうではなくて、これはすみません、ちょっと言い過ぎるかもしれませんが、今までもやりたい、やらんばいかんとうずうずしていたけれども、どうしてもそこで使う我々の手段というのが行政代執行しかなかったものだから、そうではなくて、我々がやるための今回根拠をつけさせていただくというふうに理解をしております。そういう意味でいきますと、本来ならもっと早くでもやるべきやりたいところがあったのが、今回、条例改正を承認いただくことで初めてできるということなものですから、条例を改正して終わりということではなくて、ちょっと言ってみればせんばらんとところが順番待ちしているというようなイメージでいていただいているのではないかと思います。ただ、さりとて、先ほど申しあげましたように、あくまでも私権が及ぶところを緊急的に必要最小限させていただくものですから、そこは一定のやはり客観性を持たせないと、我々が性急にことを進めるということもやはり我々は避けるべきだということなので、そこはきちんと客観的な判断を仰ぐようにしたいというふうに申し上げているところであります。

また、これは当初予算でも議論いただきたいと思いますが、今回我々はその条例改正をするだけでないということは、実際の撤去に係る費用について、今回予算の中にも盛り

込ませさせていただいているものですから、実際やる気であるということは御理解いただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

税金のことですが、家屋は屋根と壁あって、やっぱり住むことができないと家屋と言わないんですよ。ですから、やっぱり土地も家屋も一緒だと思うんですけども、現況がどうなっているかによって課税する見方が違うんだと考えております。ですから、土地については、要するに、宅地とか農地とかずっとありますけれども、雑種地といいますか、原野とかいろいろありますけれども、そういうなどに少し置き換えていくような考え方をしていけないと駄目じゃないかと思っています。先ほど町長も申しましたように、実際、家屋を壊すと普通の宅地になって宅地課税で6分の1の軽減がないとなれば、逆に税金が高くなるということですが、やっぱりそれはちょっとおかしいんじゃないかと思います。そういうふうなことで、使われない用地については、やっぱり雑種地等の考え方を持って下げていく必要があると思いますし、そういうふうな管理不全のところについては所有者がどこにおられるか分からないとか、連絡がつかないところが非常に多いわけですから、それも仮に税金をかけますと交付税等も税金が入ってくるということで税金も当然少なくなりますし、実際見直すことによって課税が少なくなると、要するに、交付税上でも少し有利になるというふうなこともありまして、その辺はよく調査をしてやっぱり現状に合った課税の仕方をするべきだと思います。

ですから、先ほど言われましたように、今は危険な家屋がずっと増えていますけれども、区長さんあたりから迷惑をかける家屋については届けをしてもらって、それに対して判定委員会で、これは壊してもらわねば困るというようなことになれば50万円の補助があるということですが、ただ、補助があるということと普通資力がある方でも壊すときには補助金があるんじゃないかということで来られる人がおられますけれども、そこ一緒にならないような考え方というんですか、そこら辺の線引きをする必要があるものですから、この条例ができたからといって何でもかんでもできますよということじゃなくて、今までできなかった分の中でも極端に悪いというんですか、極端に危険性があるというふうなところについて、早め

に処理ができる分だけもとりあえずしていこうということでございます。ですから、ここは始まったばかりでございますので、今からいろいろ先ほど町長言われましたように、外部の方とも話をしながらどこまでしたがいかということも検討しながらいく必要があるかと思っております。ですから、ここで何はどうかということにははっきり申しませんが、そこを議員の皆様方とも協議しながら前に進めるように、要するに、周りの皆さんに迷惑がからないような家屋の管理を町としても見ていく必要があるかと思っております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

せっかく条例改正してまでさせていただくことであるものですから、ともすると、うちは違いますけど、ほかの役所では役目すましに、ほかのところもつくっとっけん、つくらんばのうというぐらいでつくって、実際やる気がないような自治体もあるかもしれません、うちは違いますけど。先ほどから申し上げているとおり、今回本気でやろうという多分その本気度は御理解いただけるんじゃないかなと思いますし、そのためにもぜひ今回、緊急安全措置という手段を我々に与えていただきたいと。それが証拠に、条例を改正するだけではなくて、実際緊急安全措置を取るための予算も今回上げさせていただいているというところからも、そこは御理解をいただきたいというふうに思いますし、先ほど池田議員の御質問の中で、負担を求めるとか、できると書いてあるから何か少し弱いんじゃないかというふうな印象をお持ちなのかもしれませんが、私は逆だと思っていて、逆に所有者、管理者が特定できなくても、また、その方たちが負担をしなくても、まずは町として緊急かつ必要最小限な措置はできるわけですね。だから、逆にその後に費用の負担を求めると。そうしないと、費用の負担を求めなければならないと書いてしまうと、費用の負担の相手方が分かっているかどうか、それと、費用の負担ができるかどうか分からないと緊急安全措置ができないということになれば、まさに緊急的な安全措置が取れないものですから、まずはそれは次にして、そして、町として緊急安全措置ができるという規定だというふうに御理解をいただいたほうが、この費用の負担を徴収することができるというふうな御理解いただいたほうが分かりいいのではないかと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

渕上君。

○渕上正昭議員

分かりました。実際これまでもやろうと思えばできたことなんですよ。今回こういった緊急安全措置ですね。だから、ここまでびしっとうたったならば、ぜひ計画的に早めに措置をお願いしたいと思います。これは委員会に付託になりますのが私たちのところですから、また詳細についてはお聞きしたいというふうに思います。

終わります。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

ここで場内空気入れ替えのため、しばらく休憩したいと思います。再開10時15分。

午前10時2分 休憩

午前10時15分 再開

○西原好文議長

それでは再開いたします。

日程第7 議案第9号

○西原好文議長

日程第7. 議案第9号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定についてを議題いたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

今回、集会所の指定管理の指定についてということで、期限が切れたためだと思います。前から私も感じることでありますが、この集会所あたり、あるいは各ここに掲げてある町民研修施設以下、過疎とか補助事業を導入して建設されております。

したがって、町の発注ということで、町の施設ということで、設置条例を定め、この管理を地元指定管理者として管理を委託するというものであると思います。

ただ、この集会所ともう一方、町でつくっていない町の単独補助を貰って建設した公民館もあります。その辺が、この補助金を導入して建設したから設置条例をつくらなければならないというのは分かります。設置条例は設置条例でも、その補助を受けた集会所、それと、町の補助金でつくって、自分のところが発注してつくった公民館があります。これは運営としては同じようなものなんですよ。この辺の整合性をこれを機会に検討をしていただけないかなと思います。今回は今回で期限が切れるから、この指定管理者の指定はいいにしても、今後の対応として、地元で建設した公民館、町がつくった集会所、内容は同じと思うんですよ。この辺の整合性を取るための検討を願えないのかと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）
暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○西原好文議長

それでは再開いたします。

質疑を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

井上議員の御質問にお答えします。

集会所につきましては、現在、江北町には32か所あります。今回、議案に上程している22か所のほかに、地元管理の分が8か所あります。それと、あと原宿と高砂の町管理の公民館ということでもあります。

今、井上議員が申されているのは、地元管理も今回の指定管理に出されているものと同一に扱ったらということでございますけれども、実際、今、公民館の改修の補助については、同一に扱っております。ここは管理がどこなのかというところで、事業主体がどこなのかと

ということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、22の施設については町が事業主体となってやっておりますので、条例に上げております。その分を町が管理するとなれば、地元の方の自由度というか、自由に利用できる範囲というのが狭まれてくるということと、もともと建設時の地元の経済負担のところを目的に設置されておりますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

私は管理をどうしようかというのは聞いておりません。私の質問が悪かったかも分かりませんが、先ほどこども課長、地元負担の関係も言われました。地元負担はこの集会所も自分のところが発注したのも、地元負担の割合は同じ要領で建設されているわけね。だから、その地元負担の管理とかじゃなくて、片や集会所として町の施設だからこういうふうに乗るといのは、それは分かります。私は、町がつくった集会所を地元の公民館とは別ですよじゃなくて、もうどっちみちこの集会所を地元払い下げて、そして地区で発注された公民館、野口とかあの辺がありますね、地区で発注された公民館があります。それと同一に取り扱いというか、町でつくったから条例を策定せにゃいかんのですけど、もう補助を受けて相当年数もたっております。その辺は補助のいろいろ有効期間があるかも分かりませんが、この集会所じゃなくて、地区公民館と同じような取り扱いで町から払い下げみたいな形でできないものか、もう内容は全く同じなんですよね。集会所だけいつまでもこういうふう指定管理をしていくということじゃなくて、その辺はどこかの段階で地区公民館と一緒に形の取り扱いを検討されてみてはいかがでしょうかという質問であります。

○西原好文議長

答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

そのことについては、今後検討いたしてまいりたいと思えます。

以上です。

○西原好文議長

ほかに。井上君。

○井上敏文議員

よく検討しますということはありません。これはどのように検討されていっておられるのかを、検討の経過あたりも順次報告を願いたいと思います。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

地区の施設が補助等でやっぱり条例に載せにゃいかんやったもんですから、この分を指定管理にしているわけですけども、本当にこれが指定管理になじむものかというようなことで、町としてもちょっと検討はしてみました。

実際、町の施設の全部について検討をしていたところですけども、これについても外した方がいいんじゃないかというふうなことも考えましたけれども、今回までは指定管理でいこうということにしております。

そういうような中で、最初つくるときが補助でつくったりとか、過疎でつくったりとか、単独の補正でやったりとか、いろいろしていると思います。そういうような中で、公民館の修理等については、修理というんですか、町の補助を今しているのは同じようなやり方しておりますけれども、今後やっぱり井上議員言われるように、そういうようなことも考えられると思いますので、その辺については、今回まではこれはして、あとはどのようになるのか考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員はよく御存じの上で御質問をされているんだろうと思います。

これだけいろんな施設の名前が違うのは、当時、町で事業を実施しなければいろんな補助が受けられなかったんですよね。町で事業をすることによって、各区、もしくは町の負担を減らすための、やはり我々の先輩たちのある意味知恵だったんだと思います。

その結果として、当然こうして町でつくったもんだから、これまで町の施設として維持してきたわけでありまして、その中でほかの集会所と同じような取り扱いをなるべくするためには、指定管理という形をとって、これはもう一定の法律であるとか制度の中でいろんな工夫をして、指定管理という制度を活用して、なるべくほかの区と変わらないような取り扱

いをこれまでしてきたということなんだというふうに自分は理解をしております。

さりとて、こうした形がいつまでのいいのかというのは、当然、部内でもいろいろ議論をしておりますけれども、今回の指定期間の満了までに具体的な方針を出すには至っていないもんですから、今回、さらに指定管理をという形で出させてもらいたいということでありませう。

というのが、いろいろ多分出てくると思うんですよ。受けてよかばってんが、受けるに当たってはこれとこれとこれまで修繕してくれんぎ、このままじゃ受けられんばいというような話だってあるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、そこも当時の建設当初の趣旨を御説明をやっぱりきちんとして、御理解をいただいて、本来ならば、誰が誰の負担でどうつくらんばいかんやったかというようなことも、やはり御理解をいただかないと、なかなか簡単に御指摘どおり、じゃ、もう指定管理じゃなくてそのままやっぎよかやっかというふうにはならないということも多分、よく御存じなんだろうと思うんですよ。

ですから今回、指定管理期間を改めて設定をさせていただきましたから、まさにこうしたことも、町が100年目も元気に活力ある町であるための、やはり見直しの一つだというふうに思っておりますので、今も議論はしておりますけれども、ぜひこの指定管理期間内には一定の結論を出して、そうした取り扱いにできればと思っております。言うまでもなく、議会の皆さん方にも随時、報告はさせていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第10号

○西原好文議長

日程第8. 議案第10号 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。
質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第10号 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更については、原案どおり可決することに決しました。

日程第9 議案第11号

○西原好文議長

日程第9. 議案第11号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第15号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

事項別明細書でよろしいですかね。67ページですけど、農林水産業費の6の工事費の中の5の農村地域防災減災事業ということで、この中に財源内訳でその他で△の6,100千円入っております。それと、事業説明書の3ページの中に、当初予算と、それから必要予算、補正予算と書いていますけど、ちょっとこの辺の6,100千円のマイナスとこっちに書いてある一般財源の説明書では△4,087,400円ですかね、この辺のちょっと整合性がちょっとよく分からなかったもので、説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

池田議員の質問にお答えします。

これにつきましては、ため池等の耐震性調査でございます。当初、ため池耐震性で6か所計上を行っておりました。今回、国の3次補正でありましたので、追加で今回、ため池耐震性調査を5か所、それとあとため池の事業計画の作成について、1か所を追加を行いたいと思っております。このその他の6,100千円ですけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

○西原好文議長

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

○西原好文議長

再開します。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

当初、その6,100千円につきましては、振興基金のほうで予算計上をしております。今回、その補助で対応ができたということで、その振興基金の分を落としております。

以上です。

○西原好文議長

池田議員よろしいですか。池田君。

○池田和幸議員

そしたら、今回、合算で、当初予算に32,120千円ついた分も合わせて、補助的にそれも加えた補助というふうに思っているわけですかね。今回の補正で出された、追加で出されたものに対してじゃなくて、そういう意味で理解していいですか。合計の58,362千円に対しての補助が全額ついてということではよろしいですかね。

○西原好文議長

武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

今回、補助がついておりますので、議員が言われているように、そのまま予算を補助の分

で見ているということでございます。（発言する者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

事項別明細書の27ページ、ここの一番下に、産業課の管轄になると思うんですが、プレミアム付商品券事業で、この財源内訳が国県支出金から一般財源に切り替わっております。この辺がなぜ国、県、いわゆる補助ができなかったのかということと、もう一つ、2点までいいかと思しますので、2点します。

81ページの消防費ですね。一番下の欄でありますけれども、防災行政無線デジタル化、これ4,950千円減額されております。9月補正でこれ8,800千円計上されていたのが、今回、4,950千円、いわゆる大きく減額されておりますが、6割の減額となっております。この減額の内容をお知らせ願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

井上議員の1つ目の質問にお答えします。

これについては、今年度のコロナの関係の事業の中で、最終的に配分を変えたために一般財源に組み替わったということです。

○西原好文議長

田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

議員の御質問にお答えをしたいと思います。

この分については、この国庫支出金はコロナ交付金のことです。このプレミアム付商品券の事業自体が残が約3,000千円見込まれるというふうなことで、このコロナ交付金を有効に活用するためにその財源の組替えを行っているというふうなことであります。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今議会の冒頭でも申し上げましたけれども、我が町としましては、国から頂いたコロナの

交付金以上にコロナの対策に事業をさせていただいております。

そうしたことの中で、もちろん頂いた分はしっかり使わせていただいた上で、必要に応じて一般財源を充てているものですから、今回、全体の事業の中で財源の調整をさせていただいていると御理解をいただきたいと思います。

○井上敏文議員

山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、井上議員の2問目の質問ですけど、事項別明細の81ページの防災行政無線デジタル化事業の4,950千円の減額ですけど、9月補正の段階では8,800千円の補正をお願いしました。その後10月に入札を行ったわけですけど、入札残ということで、入札金額が3,850千円ということで、その分の残った分を減額をしているというところであります。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

まず、プレミアム付商品券、これを見ると地域経済活性化対策のコロナの影響に地域活性化をするためのコロナ交付金の対象になっていると思ったんですけど、これを見る限りは対象にならなかったような感じを見受けますので、田中課長の答弁ではそういうふう聞こえ……、なぜそれがなかったのかということと、もう一つ、防災行政無線デジタル化、入札減ということであります。6割弱の入札減でありますけど、当初の積算、当初積算根拠といえますか、というのがどうであったのか、あまりにも大きく下がっているとすれば、当初積算が大丈夫であれば、あまりこれだけ金額を下げて本当に大丈夫なのかという心配があるわけですね。その辺を説明を願いたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

やっぱり人の捉え方というのはいろいろあるなというふうに思います。

先ほどから何度となく申し上げているとおり、我が町は国から頂いたコロナ交付金以上にコロナの対策に予算を充てさせていただいております。ですから、コロナ対策で事業を実施

したもの全てには、コロナの交付金だけでは足りないものですから、そこを全体として財源の調整をさせていただいているということでもあります。

しっかり使うためにはいろいろ工夫せんばいかんとですよ。先ほどもあったように、落札減があるのが想定されるにもかかわらず、それにコロナの交付金を最後の最後まで充ててしまうと、事業費が落ちた時点でコロナの交付金をほかに使えないということになったりするものですから、そこは政策課、特に財政係がしっかり全体を見渡して、国から頂いた交付金はきっちり使わせていただいた上で、必要に応じて一般財源も使わせていただいているというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、井上議員の再質問で、当初というか、9月補正の段階で8,800千円の補正をしたわけですけど、その設計金額についてですけど、この設計金額につきましては、そういったこの設計をする業者について、一応、見積もりを3社から取っております。その平均の真ん中の業者の数字というか、平均をしたところでうちのほうで積算をしております。

それで、私たちのほうもこの入札が終わって、実際に業者のほうに仕事ができるのかということで確認をとったところ、できるということでありましたので、今もうこの事業的には完了をしているところであります。

以上です。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

予定価格をつけるわけですけども、工事とかなんとかからあって最低制限価格もつけるんですけども、普通の設計とかそういうようなものについては、普通はつけられないものから、その辺で大分下がったんじゃないかなと思っています。

実際、設計するには、井上議員が一番詳しい議員さんだと思っているんですけども、これが初めての事業で見込みが非常に難しかったということで話を聞いてみましたら、見積もりを取ったそうですけれども、一番大きいところと小さいところと真ん中程度の設計書をつ

くったということを聞いております。それでも実際、設計されたところは、やっぱり自分のところの得意な分野だったと思うんですけれども、その中でこれだけに下がったということではよかったなと思っているところでございます。

それともう一つですけれども、先ほど財源のことですけれども、財源は歳入のところで補助とかなんとかいろいろ言いますけれども、全体を見ながら財政係が何につけたがいかということで検討するわけでございまして、その辺が補助がつかなかったときについては歳入のところでこれがかつかなかったとか減ったとか言いますもんですから、実際、コロナ交付金みたいにいろいろなものがあるときについては、該当するとかしないとか、いろいろな条件がありまして、条件というよりも見方がありまして、減らしたり増やしたりしています。

そんな中で期間的なこともありますし、今、進行しているのもありますし、非常に見づらい部分があります。それで、今のこの予算のつくり方が事業ごとに財源が書いてあるもんですから、非常に分かりづらいただろうと思っています。それで、一般財源とその他とか、国庫支出金は分かるんですけれども、その他あたりは基金とかの取崩しとかなんとか、そういうようなところから持ってくるわけですけれども、非常に分かりづらと思います。ですから、このことを言われるときには前もって言ってもらえれば分かるんだと思うんですが、非常にここでは分かりづらと思いますので。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

本議会の原案に関する資料として、全議員の皆様方には様々な資料や書類をお配りしておりますし、それについても議案説明会ということで御説明をしております。また、今議会でも問題になりましたけれども、議員例会の中でも江北町のコロナ対策については逐次御報告をさせていただいているところであります。

本議会で配付をしました資料の中に、令和2年度江北町一般会計補正予算（第15号）事業説明書というものがございます。御覧いただいていると思いますけれども、この中の1ページ目と2ページ目に今議会の冒頭でも御説明をいたしましたとおり、江北町のコロナ対策関連全事業を掲げさせていただいております。そこでも申し上げましたけれども、事業費でいいますと約360,000千円で、国の交付金は288,000千円ということですから、先ほど申し上げ

ましたとおり、国の交付金はきっちり使わせていただくのはもちろんですが、それにとどまらず、町でも必要に応じて一般財源等を加えて、360,000千円のコロナ対策を取らせていただいているということでもありますから、これをきっちり使わせていただくためには、この事業の中でいろいろ調整をする必要があります。御存じだと思いますけれども、そうした結果として、先ほど御質問をいただいたプレミアム付商品券については御指摘のとおりになっているというふうに御理解をいただければと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

○西原好文議長

4番井上君。

○井上敏文議員

すみません、議案第11号ですね。議案書の20ページに債務負担行為、駅活性化事業として債務負担行為237,680千円上がっております。分かりやすいのはもう一つ、補正予算書、事項別明細の106ページの中で、債務負担行為を起こしますというふうなことで、この調書が載っております。一番下の欄でありますけど、駅活性化事業237,680千円と、こう載っております。これは、全体事業だと思いますが、この中で、これは駅名改称費から自由通路の改修費等、全部包含されてのことだと思いますが、この中で駅名改称費用について、駅名改称の費用が幾らなのか、報告は受けてはおるものの、改めてここで確認をさせていただきたいと思います。

それと、この表の中で、財源内訳として、国県支出金22,780千円とこう載っております。これは、何の補助事業なのかをお知らせ願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

1点目は、駅名改称の費用ということ……（「改めてちょっと聞きます」と呼ぶ者あり）
駅名改称については、昨日の一般質問でも質問があったように、それに対して答弁したように、その駅名改称に係る費用というのは今のところ正確な数字というのは分かっておりません。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

昨日の一般質問の池田議員の御質問にもお答えをしたかと思えます。

我々としましては、これまでの過去の他の事例等を考慮して踏まえて、1億円程度ではないかということで議会には御説明をしてきたとおりであります。

繰り返し言いますけれども、JRから幾らになりますということを今は申し上げられたことはありません。ただ、今回、様々な活動が行われる中で、直接JRにも問合せをしたり、働きかけをしたりされているというふうなことを聞いておりました、その活動の中で150,000千円もというようなことを主張されていたということで、我々も少し異議を持ってはおりませんでした。これについては、JRからは150,000千円はかかりませんという御解答だけは頂いております。ですので、我々としてはあくまでも1億円程度ということの中で、250,000千円全体の駅活性化の事業の一つとして今回、掲げさせていただいているわけであります。

昨日、池田議員からも御紹介がありましたとおり、最終的には場合によっては数十万円といった自治体もあるように聞いておりますし、折半で済んだというようなところもあるようになっております。

数十万円で済むとは思っておりませんが、先ほどから申し上げておるとおり、我々としては1億円程度ということ的前提に、その中で駅活性化全体の中で事業ができるように、250,000千円という数字は我々としても申し上げていたものですから、駅の活性化のために使わせていただく予算としてはですね。ですから、今回もう実は既に先に議決をいただいている予算もあります。ですから、それを除いた230,000千円をパッケージとして債務負担行為を起こさせていただいているということは御説明をしたとおりであります。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

補助金の内訳でございますけれども、地方創生の拠点整備交付金、これは国の事業になります。それと、社会資本整備総合交付金、これも国の事業になります。あと、ソフト事業については、県の地方創生交付金を充てるようにしております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この補正予算に駅名改称に係る議案として載っているということのちょっと確認でございました。

それと、国庫補助の充当は社会資本整備交付金と言われましたが、これ4つ事業がある中で、駅南北ふれあい通路の改修事業に充てるものですかね、その辺と、もう一度この駅南北ふれあい通路の関連であります、これはこれで、後でまた質問します。この補助事業はどこに充てるのかの確認であります。

○西原好文議長

答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

地方創生拠点整備交付金につきましては、駅北のにぎわい事業、これに利用するように計画をしております。それと、社会資本整備交付金については、自由通路に充てるように予定をしております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

先ほどの分は分かりました。

もう一つこの駅南北ふれあい通路の件で、建設課の範疇になるかと思いますが、77ページの上の枠の区分ですね、4、肥前山口駅南北ふれあい通路事業、これは今回、77千円減額されております。これは、駅南北ふれあい通路の図面がないということで、現況の復元図を作成するというのでそのときは聞いておりました。その後、委員会でも議論をしましたが、元の図面はあったと。元の図面があるとすれば、もっと減額が増えるんじゃないかなとは思ったんですけど、この77千円減額で、その元の図面があった分の減額というのはないんですよね。それと、財源内訳としても5,400千円というふうな国県支出金を見込んであったんですが、これもその他に切り替えてあります。この国県支出金がなぜ減額になったのかというのをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中課長。

○政策課長（田中盛方）

財源の組替えにつきましては、先ほど産業課の答弁で説明したとおり、全体を見て変更になったというふうなことであります。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

駅南北ふれあい通路の改修事業の設計ですけれども、図面はあったんですけれども、それに伴います構造計算書等がなくて、実際、通路の桁の耐力調査等も新たにちょっとすることになりましたので、今回、そのまま計上しております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

復元図を作成するとなれば、相当な費用がかかると思うんですよね。あれはずっと囲ってありますので、いわゆる包み込んでありますので、その中の構造がどうなっているかというのを調べるには、やはり相当な費用がかかると思うんですよね。そのための12,000千円だったと思います。それが、図面があったとなれば、かなり委託料は減額できるんじゃないかなと思うんですけどね。その辺が今の説明ではちょっとよく分かりませんが。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

実際、この事業につきましては、一応、繰越事業でしております。精算的にまだちょっと精算していませんけれども、今後その図面等の精査をして、このぐらいで精算できるかどうかをちょっと検討したいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○池田和幸議員

繰り越して検討していくということであります。最終的には精算をされると思いますけど、今回、77千円の減、そしたらこれは何なのかと思うんですけどね。というふうに疑問を持つのは私だけかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

換気のため暫時休憩いたします。再開を11時10分にします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

答弁を求めます。武富建設課長。

○建設課長（武富和隆）

77千円の減額なんですけれども、これにつきましては今回、今、設計しております実際、設計料がこれ以上は設計が増えないという見込みでこの減額を行っております。それと、既存図面の復元なんですけれども、当初はちょっと見当たらなかったものでその設計のほうに既存図面の復元を計上しておりました。ただ、これは実際、PDFで図面が見つかってはおります。ただ、これにつきましては、それではちょっと構造計算等の検証ができないもので、このまま耐力調査の構造計算をしたいと考えておりますので、そのまま計上しております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

専門的になってなかなか分かりづらいところもあるんですが、これはいずれにしろ委員会付託になるかと思えます。委員会内で議論をしていきたいと思えます。私は産建でありますけど、産業部門に所属しておりますが、ほかの委員の皆さんもこの点について、共通認識をってもらうために質問をしたところであります。議長も、自分の管轄であっても、この本会議場で質問をしてくださいということも言われましたので、あえて質問をしたところであります。

あと、ほかにありますけど、ほかの委員さんに聞いてから。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。井上君。

○井上敏文議員

すみません、私ばかりで時間を取って大変申し訳ないと思っております。

事項別明細の23ページ、区分の6ですね、下のほうです。肥前山口駅利用促進実証実験事業というのがあります。報償費を554千円減額されております。これ当初予算では886千円計上されておりますが、それから見ると減額の割合を見れば6割強の減となっております。なぜこれだけの減額、6割も削減せないかんのやったのかということと、もう一つその下の総合計画及び総合戦略策定というのがあります。ここも減額をしております。これは私が一般質問をした件でもありますが、総合計画を策定しなかったということかなというふうな、それに関連する減額かなと思うものの、ここに数字が上がっておりませんが、これは当初予算を見れば需用費というのがあるんで、需用費が943千円上がっております。これは、需用費が使われたと思うんですけど、総合計画策定しませんという中でもろもろ減額されて、これだけは減額されなかったというのは何かあるんでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の肥前山口駅利用促進実証実験事業についてでございます。

これについては、議員さん方御承知かと思っておりますけれども、昨年1月に国内で感染者が見られましたコロナの影響、これに伴って、街のほうでは時差出勤といいますか、そういう公共交通機関を利用することをなるべく時差出勤して密にならないような状況を取るというふうなことを捉えているとおりに、やはりうちのほうでもこの事業についてはそういうコロナの影響があったのかなというふうに思っております。

これについては、昨年度から実施をしておりますけれども、庁内のほうに回覧をお配りし、江北町周辺の市町に対して新聞広告を打って募集をしたところであります。今年度については、それに合わせて武雄市、佐賀市の事業所のほうにも出向いてポスターを貼らせていただいて、この利用の促進を図ったわけですがけれども、やはり結果としてコロナの影響により、利用者が現在7名というふうな状況になっておりますけれども、大きな理由はそういうこと

かなというふうに思っております。

それと、7番目の総合計画総合戦略策定事業についてであります。

この需用費については、今、まち未来創生プランというのを策定しております。この印刷製本費として今、業者のほうに依頼をしておりますので、その分は残っているというふうな状況であります。

以上でございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

1問目、少し分かりにくかったかもしれませんが、この実証事業というのは今議会でも御紹介をしておりましたパークアンドライド事業なんですよ。江北町だけではなくて、周辺の自治体にお住まいの方にもぜひ我が町の駅をパークアンドライドの言ってみれば拠点として我々としてもこれから取り扱っていきたいということで、これまで事業を実施してきたところでもあります。

ところが、今回、コロナ禍によって、例えばテレワークであるとか、在宅勤務であるとか、そうした形で今までと通勤形態が大分変わりましたものですから、今回、利用をいただく方が少なかったというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

パークアンドライド事業として取り組んだ7名ということでもあります。今回はコロナの影響があってやむを得なかったと思います。ただ、当初予算からすれば、かなり減額をされておりますので、今後コロナが一段落すれば、この事業はまたされるのでしょうか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御指摘のとおり、まだコロナの収束が見込めませんので、現在、当初予算としては上げておりません。ただ、これから江北町が、または江北町の駅がこれからも活力ある町、または

駅であるためには、やはりそうした駅を活用するということが大事だというふうに思います。

一般質問の中でも申し上げましたけれども、実は江北町にお住まいの方がそれほど駅を使っていたいていないという状況もあるものですから、今回、パークアンドライド事業という形を我々としても提案させていただいておりますし、周辺自治体の皆さん方にもぜひそうした御利用をいただきたいということについては、これからも取組をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第12号

○西原好文議長

日程第10. 議案第12号 令和2年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第13号

○西原好文議長

日程第11. 議案第13号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第14号

○西原好文議長

日程第12. 議案第14号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第15号

○西原好文議長

日程第13. 議案第15号 令和2年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14～第18 議案第16号～議案第20号

○西原好文議長

日程第14. 議案第16号 令和3年度江北町一般会計予算から日程第18. 議案第20号 令和3年度江北町下水道事業特別会計予算までは、先ほど既に予算特別委員会に付託し審議することと決しておりますので、ここでの審議は省略したいと思います。

日程第19 議案第21号

○西原好文議長

日程第19. 議案第21号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

先ほど町長のほうから説明がありましたけれども、1つだけ冷凍庫が搬入したということですけども、若干ニュース等を見ていると、65歳以上も遅れるという形で、それ以下の方も当然、遅れるような、ちょっと今、ニュース等では流れていますけれども、その辺の現状は何かうちの町にも入ってきているのであれば、お知らせをお願いしたいと思いますけど。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。松尾福祉課長。

○福祉課長（松尾徳子）

池田議員の御質問ですけど、現在、これもまだちょっと確実ではないんですけど、今のところは4月19日の週に江北町のほうに1箱、975人分入ります。その分が来て、あと26日の週にもまた1箱来るという、今そこの段階までは分かっているところです。

○西原好文議長

池田議員よろしいですか。（「65歳以下は」と呼ぶ者あり）

○福祉課長（松尾徳子）

65歳以下の方については、まだ未定というか、まだ分からない状況です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。ただ、今、ちょっと一応、65歳以下の方は7月ということで、最初は計画を私たちも聞かされていまして、その辺が遅れるんじゃないかなという質問でしたけど、分かりました。いいですよ。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。池田君。

○池田和幸議員

ちょっと今も言ったんですけど、これは町長の提案理由の説明はありましたかね。すみません、ちょっとこの辺でそういう話になりましたので。申し訳ないです。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第21号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第20 請願第1号

○西原好文議長

日程第20. 請願第1号 「肥前山口」駅名改称を中止するよう求める請願を議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりであります。

本請願第1号につきましては、会議規則第86条第1項の規定に基づき、常任委員会に付託

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

御異議なしと認めます。よって、請願第1号 「肥前山口」駅名改称を中止するよう求める請願は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開11時35分。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○西原好文議長

それでは再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

それでは、今期定例会、各常任委員会及び予算特別委員会への付託議件の案について報告をいたします。

令和3年3月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第9号

議案第11号 歳入全部と歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費 ただし、項1総務管理費の目5企画費 区分4 ふるさと納税推進事業費及び目10新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業のうち区分3 プレミアム付商品券事業 区分5 こうほくふるさと便事業

区分7 農業者・事業者応援事業 区分11 事業所等の感染防止対策支援事業 区分17

江北町元気クーポン券事業 区分18 江北町時短要請協力金事業を除く 款3 民生費 款

4 衛生費のうち項1保健衛生費 目1保健衛生総務費及び目2予防費 款9 消防費 款

10 教育費 款12 公債費

議案第13号 議案第14号 議案第21号 請願第1号

○産業常任委員会付託分

議案第8号

議案第11号 歳出のうち 款2 総務費のうち項1総務管理費 目5企画費 区分4 ふ

るさと納税推進事業費 目10新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業のうち区分3 プレミアム付商品券事業 区分5 こうほくふるさと便事業 区分7 農業者・事業者応援事業 区分11 事業所等の感染防止対策支援事業 区分17 江北町元気クーポン券事業 区分18 江北町時短要請協力金事業

款4 衛生費のうち 項1保健衛生費 目1保健衛生総務費、目2予防費を除く 款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費 款11 災害復旧費

議案第12号 議案第15号

○予算特別委員会付託分

議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時39分 散会